

## 平成29年度第10回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年12月26日(火) 午後2時00分から午後3時40分
2. 開催場所 五島市役所3階大会議室
3. 出席農業委員(17名)

1番 南 忠明	2番 出口 幸博	3番 山崎 早苗	4番 平田 光昭
5番 荒木 富男	6番 今里 誠一	7番 中村 耕二	8番 山本 実雄
10番 山下 富雄	11番 谷川 基晴	13番 角田 隆章	14番 上村 孝幸
15番 岩田 弘孝	16番 尾崎 初雄	17番 林 賢市	18番 寺坂 誠一
19番 山田 勝久			
4. 欠席委員(2名) 9番 古里 善秀 12番 奈留 敏弘
5. 議事録署名人  
3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章
6. 日 程

議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第51号	農地法第4条・5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について
議案第52号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第53号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第54号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第55号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について
7. 報告・協議事項  
新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について  
会議等報告・予定について

農地所有適格法人要件確認について  
農地利用状況調査の結果について  
その他

□事務局長

平成 29 年度第 10 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、9 番古里善秀委員、12 番奈留敏弘委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 19 名中 17 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 10 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 50 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。また、本日の案件にあります、一般法人等が使用貸借、賃貸借等の設定をする場合の許可要件ですが、第 3 項の規定により、取得後の農地が適正に利用されていないと認められるとき、解除する旨の条件が書面による契約において付されていること、また他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、さらにその法人の業務を執行する役員又は使用人のうち 1 人以上が耕作等に常時従事すると認められることによって判断いたします。

3 ページをご覧ください。議案第 50 号、1 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 1,722 ㎡ 譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、相手方の要望による。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では採決いたします。議案第 50 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は許可されました。

次に、議案第 50 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番、土地の所在地、〇〇町、田、外田 4 筆、5 筆合計 7,288 m<sup>2</sup>。借受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、団体職員兼農業。借受理由、当該地を譲り受けて農業経営を開始する。貸出理由、自らが構成員である法人に貸し出し支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては農地法第 3 条第 2 項の第 2 号と第 4 号を除く各号に該当しないため、さらに第 3 条第 3 項の各号を満たしているため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では採決いたします。議案第 50 号の 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2 番は許可されました。

次に、議案第 50 号の 3 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3 番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑 1 筆、2 筆合計 791 m<sup>2</sup>。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、建設業兼農業。譲渡人、諫早市、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意

見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では採決いたします。議案第 50 号の 3 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3 番は許可されました。

次に、議案第 50 号の 4 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4 番、土地の所在地、〇〇町、田 1 筆 5,026 m<sup>2</sup>。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼左官業。譲渡人、横浜市、〇〇〇〇、会社員。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、12 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では採決いたします。議案第 50 号の 4 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4 番は許可されました。

次に、議案第 51 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案第 51 号の 1 番をご説明いたします。6 ページをご覧ください。

議案第 51 号の 1 番、所在、〇〇町、畑 50 m<sup>2</sup>。〇〇町、畑 18 m<sup>2</sup>。〇〇町、畑 80 m<sup>2</sup>。〇〇町、畑 8 m<sup>2</sup>。〇〇町、畑 14 m<sup>2</sup>、合計 170 m<sup>2</sup>、農用地区域内の農地。借人、佐賀県、〇〇〇〇。貸人、〇〇町、〇〇〇〇。〇〇町、〇〇〇〇。〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、風況観測塔用地。事業の操業期間又は施設の利用期間、変更前、許可日後から平成 30 年 1 月

31 日までの一時転用。変更後、許可日後から平成 31 年 6 月 30 日までの一時転用。

本案の申請は、平成 28 年 11 月 14 日付けで風況観測塔用地として農地法第 5 条の転用許可を得た案件ではありますが、機材の調達等に時間を要し観測開始が遅れたことで観測期間を延長することが必要となった為の農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。以上です。

○議長

次に、議案第 51 号の 1 番に対する〇〇地区協議会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告の後に行います。

〇〇〇地区協議会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 51 号農地法第 4 条・5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 12 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 51 号の 1 番、所在、〇〇町、〇〇町、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、風況観測塔用地。事業の操業期間又は施設の利用期間、変更前、許可日後から平成 30 年 1 月 31 日までの一時転用。変更後、許可日後から平成 31 年 6 月 30 日までの一時転用。

本案について、議案第 51 号の 1 番は、許可後の計画変更承認申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により承認相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第 51 号の 1 番に対する〇〇地区協議会長報告は、承認相当であります。地区協議会長報告のとおり、承認相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号の 1 番は承認相当と決しました。

次に、議案第 51 号の 2 番を議題といたします。なお、本案と議案第 52 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見についての 1 番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、8 ページをご覧ください。議案第 51 号の 2 番及び議案第 52 号の 1 番をご

説明いたします。

議案第 51 号の 2 番は、平成 2 年 7 月 18 日付けで農地法第 5 条が許可された案件です。所在、〇〇町、畑 199 ㎡、第 3 種農地。承継者、〇〇町、〇〇〇〇。当初計画者、〇〇町、〇〇〇〇。用途、変更前、住宅用地、変更後、住宅用地。付近状況図、配置図につきましては、議案第 52 号の 1 番でご説明いたします。

9 ページをご覧ください。議案第 52 号の 1 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 199 ㎡、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

申請地は、〇〇から西へ約 900m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、0.7 m の切土による土地の造成工事を施工します。周辺土地とは、擁壁等を設置することで土砂等の流出の恐れはなく、建物を平屋建とすることにより、日照等に影響はないと思われ、申請地近傍の営農等に影響はありません。また、雨水排水は既存側溝に放流とし、污水・生活雑排水については合併浄化槽で処理し、道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

#### ○議長

次に、議案第 51 号の 2 番と議案第 52 号 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

#### 〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 51 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見の 2 番、並びに議案第 52 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 12 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 51 号の 2 番、所在、〇〇町、承継者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。議案第 52 号の 1 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

以上 2 件について、議案 51 号の 2 番は、計画変更承認申請はやむを得ないと認められる。議案 52 号の 1 番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての計画変更承認申請及び転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により承認相当及び許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

#### ○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 51 号の 2 番に対する地区協議会会長報告は、承認相当、議案第 52 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号の 2 番は承認相当、議案第 52 号の 1 番は許可相当と決しました。

次に、議案第 51 号の 2 番から 6 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、10 ページをご覧ください。議案第 52 号の 2 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 447 ㎡。〇〇町、畑 2.78 ㎡。〇〇町、畑 5.78 ㎡。〇〇町、畑 198 ㎡、合計 653.56 ㎡ 第 1 種農地。申請人、〇〇、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。申請地は、〇〇から西へ約 50m に位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 0.7m の盛土による土地の造成工事を施工します。隣地との高低差部分は、土留め工事を行うことにより土砂等の流出による被害発生の恐れはないと思われれます。また、建物等の構築物を設置しない道路用地としますので通風・日照・耕作等に影響を及ぼす恐れはないと思われれます。また、雨水排水は水路放流し、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される道路等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 52 号の 3 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 314 ㎡、第 1 種農地。譲受人、福岡市、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇乳業から西へ約 50m に位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 0.3m の盛土による土地の造成工事を施工します。当該申請地は、コンクリート舗装しますので土砂等の流失の恐れは無いと思われれます。また、耕作している隣接農地はありませんので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は、溜樹処理して道路側溝に排出し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 52 号の 4 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 324 m<sup>2</sup>、第 1 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇乳業から西へ約 50m に位置し、農業振興地域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 0.7m の盛土による土地の造成工事を施工します。盛土部分と隣接部分にはコンクリート擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、耕作している隣接農地はありませんので、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。雨水排水は、溜桝処理して道路側溝に排出し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 52 号の 5 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 231 m<sup>2</sup>、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、福岡市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北東へ約 330m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、境界に沿って地盤より高いコンクリート擁壁を設置しますので土砂等の流失の恐れはなく、近隣に耕作している農地も無く、日照、通風、耕作等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は水路放流とし、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し水路に放流する計画となっております。

最後に、14 ページをご覧ください。議案第 52 号の 6 番をご説明いたします。

所在、〇〇町、畑 152 m<sup>2</sup>、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、福岡市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北東へ約 330m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、境界に沿って地盤より高いコンクリート擁壁を設置し、当該申請地全体にコンクリート舗装を施工しますので土砂等の流失の恐れはなく、近隣に耕作している農地も無く、日照、通風、耕作等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は水路放流とし、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し水路に放流する計画となっております。以上でございます。

#### ○議長

次に、議案第 52 号の 2 番から 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

#### 〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 52 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 2 番から 6 番について、当協議会は去る 12 月 18 日、現地調査を行いましたの



で、その結果をご報告いたします。

議案第 52 号の 2 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。議案第 52 号の 3 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。議案第 52 号の 4 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。議案第 52 号の 5 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。議案第 52 号の 6 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

議案第 52 号の 2 番から 4 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。5 番及び 6 番の申請地は都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅・道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 52 号の 2 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号の 2 番外 4 件は許可相当と決しました。

次に、議案第 53 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15・16 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。17 ページをご覧ください。本日もご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 160 筆、畑 87 筆の計 247 筆で、面積が 364,648 m<sup>2</sup>。所有権移転につきましては、田 5 筆、畑 4 筆、樹園地 1 筆で面積が 13,849.53 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

18ページをご覧ください。

(議案第53号利用権設定の1番を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第53号利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、利用権設定の2番1と2番2を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

(議案第53号利用権設定の2番1、2番2を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第53号、利用権設定の2番1と2番2は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号、利用権設定の 2 番 1 外 1 件は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 53 号、利用権設定の 3 番 1 から 3 番 3 を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

(議案第 53 号利用権設定の 3 番 1 から 3 番 3 を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 53 号、利用権設定の 3 番 1 から 3 番 3 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号、利用権設定の 3 番 1 外 2 件は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 53 号、利用権設定の 4 番 1 から 21 番 3 までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは 4 番 1 からご説明いたします。

(議案第 53 号利用権設定の 4 番 1 から 21 番 3 を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 53 号利用権設定の 4 番 1 から 21 番 3 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号利用権設定の 4 番 1 外 88 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号所有権移転の 22 番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。36 ページをご覧ください。

(議案第 53 号所有権移転の 22 番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 53 号所有権移転の 22 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号所有権移転の 22 番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 53 号所有権移転の 23 番から 25 番を審議いたします。事務局の説明を求め

ます。

□事務局

(議案第 53 号利用権設定の 23 番から 25 番を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 53 号所有権移転の 23 番から 25 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号所有権移転の 23 番外 2 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 53 号 7 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。それでは、議案についてご説明いたします。

(議案第 54 号農地利用配分計画の 1 番から 14 番を朗読)

以上、1 番から 14 番までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 54 号、農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番から 14 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号、農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 13 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 55 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

□事務局

49 ページをご覧ください。今回非農地と判断されたものは田 4 筆、畑 13 筆で、合計面積は 17,731 m<sup>2</sup>となっております。4 月からの累計は田 28 筆、畑 193 筆、樹園地 3 筆で、面積合計は 226,799 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 55 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決いたしました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。始めに、新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について
4. 農地利用状況調査の結果について
5. その他

○議長

本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 10 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。